

平成10年度

全国母子世帯等調査結果の概要

(平成10年11月1日現在)

平成13年3月

厚生労働省
雇用均等・児童家庭局

目 次

I. 調査の概要	1
II. 主な調査結果	
1 ひとり親世帯等になった理由別の世帯数	2
(1) 母子世帯の状況	2
(2) 父子世帯の状況	2
(3) 寡婦の状況	2
2 ひとり親世帯になった時の親及び末子の年齢	3
(1) 親の年齢	3
(2) 末子の年齢	3
3 調査時点におけるひとり親世帯の親及び末子の年齢等	4
(1) 親等の年齢	4
(2) 末子の年齢	5
4 住居の状況	6
5 ひとり親世帯になる前の就業状況	7
6 調査時点における親等の就業状況	8
7 母子世帯になった時に不就業だった母の調査時点における就業状況	9
8 母子世帯の母が現在有している主な資格	9
9 母子世帯の母が従事している仕事内容	9
10 母子世帯の母の勤務先事業所の規模	9
11 ひとり親世帯の親の帰宅時間	10
12 母子世帯の母の転職希望	10
13 母子世帯の母で就業していない者の就業希望等	10
14 ひとり親世帯の平成9年の年間収入	11
15 離婚母子世帯における父親からの養育費の状況	12
16 ひとり親世帯の子どもの数別世帯の状況	13
17 就学状況別にみた子どもの状況(20歳未満の児童)	13
18 小学校入学前児童の保育の状況	14
19 子どもに関する最終進学目標	15
20 公的制度等の利用状況	16
21 ひとり親世帯等の悩み等	18
22 寡婦のその他の状況	20
(1) 寡婦の家族構成	20
(2) 寡婦の扶養関係	20
(参考) 養育者世帯の状況	21

I. 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、全国の母子世帯、父子世帯、寡婦及び養育者世帯の生活の実態を把握し、これら母子世帯等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とした。

2. 調査の対象及び客体

全国の母子世帯、父子世帯、寡婦及び養育者世帯を対象として、平成7年国勢調査により設定された調査地区から無作為に抽出した1,800地区の対象世帯及びその世帯員を客体とした。(母子世帯1,969世帯、父子世帯337世帯、寡婦2,328人、養育者世帯46世帯)

母子世帯等の定義

母子世帯……父のいない児童(満20歳未満の子どもであって、未婚のもの、以下同じ。)がその母によって養育されている世帯。

父子世帯……母のいない児童がその父によって養育されている世帯。

寡婦……児童を養育しておらず、かつ配偶者のいない女子であって、30歳以上65歳未満の者(未婚のものを除く。)

養育者世帯……父母ともにいない児童が養育者(祖父母等)に養育されている世帯。

3. 調査の実施主体

調査の実施主体は、厚生省児童家庭局(現厚生労働省雇用均等・児童家庭局)とし、各都道府県及び指定都市に委託して実施した。

4. 調査の方法

- (1) 調査の企画立案は、厚生省児童家庭局(現厚生労働省雇用均等・児童家庭局)において行った。
- (2) 実際の調査は、都道府県知事(指定都市市長)が任命した調査員が、福祉事務所の指導監督の下に調査地区内の対象世帯を訪問して、調査票を手渡し、郵送により調査票の回収を行った。

5. 調査の集計

調査の集計は、児童家庭局(現雇用均等・児童家庭局)が大臣官房統計情報部の協力を得て行った。

6. 表中の標記について

- ・ () は、百分率を表している。
- ・ 百分率の合計が100.0にならないのは、不詳が含まれているためである。